

地方財政審議会付議（説明）案件

平成30年5月29日（火）

（案件名）

- ・ 北海道法定外普通税「核燃料税」の新設（更新）について（決裁案件）

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）

（道府県法定外普通税の新設変更）

第259条 道府県は、道府県法定外普通税の新設又は変更（道府県法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第2項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 略

第260条の2 総務大臣は、第259条第1項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

鷲頭課長補佐（内23512）